



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

更新 平成24年10月22日

■長崎県の最低賃金が改正されます！

長崎県の最低賃金が改正され、10月24日(水)から発効します。
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、**使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない**とする制度です。最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、通勤手当など)を除いたものが対象となります。

- 改正額 【1時間】 **653円**
【引上額】 **7円**
【発効日】 平成24年10月24日(水)

なお、下記の産業においては特定の最低賃金が適用されます。

はん用機械器具、生産用機械器具製造業	773円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	711円
船舶製造・修理業、船用機関製造業	788円

詳しくは長崎労働局賃金室(TEL 095-801-0033)
または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

最低賃金に関する特設サイト ⇒ <http://www.saiteichingin.info/>

■10月、11月は小規模企業共済制度及び経営セーフティ共済 全国加入促進強調月間です！

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、小規模企業共済制度及び経営セーフティ共済両共済制度の加入促進に一層効果を上げるため、加入促進計画に基づき、10月と11月を両共済制度の「全国加入促進強調月間」と定め、加入促進を図っております。是非、この機会に加入検討をしてみてはいかがでしょうか？！

実施期間: 10月1日(月)～11月30日(金)

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
いわば、「**経営者の退職金制度**」といえます。

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

制度の説明については、平成24年6月1日発行の労政だよりへ



http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/shoko/misc_roseidavori/rosei_20120601.pdf

■勤労者の貯蓄、住宅取得促進のために財形制度を導入しませんか？

財形制度(勤労者財産形成促進制度)は、勤労者の貯蓄や住宅取得などの資産形成を事業主や国が支援する制度で、「財形貯蓄」や「財形持家融資」などがあります。

勤労者の働く意欲、定着性を高めるとともに、優秀な人材の確保にも役立ちます。福利厚生制度の充実をお考えの事業主の皆様、ぜひご検討ください。

○財形貯蓄制度

給与や賞与からの天引きにより、定期的、長期間にわたって貯蓄する制度です。使い道に制限のない「一般財形貯蓄」のほか、特定の目的のために積み立て、税金面で優遇措置がある「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」があります。

- (1) 一般財形貯蓄 : 通常の貯金と同じく利子等は課税ですが、目的を決めずに手軽にできる財形です。
- (2) 財形年金貯蓄 : 60歳以降に老後の資金として受け取る場合は、利子等が非課税(※)になる財形です。
- (3) 財形住宅貯蓄 : 住宅の取得、増改築等の費用に充当する場合は、利子等が非課税(※)になる財形です。

※財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄は合わせて元利合計550万円(生命保険等の財形年金貯蓄は払込みベースで385万円)までの利子等は非課税です。
財形年金貯蓄は、退職後も非課税の取扱いとなります。

<勤労者のメリット>

- ・給与からの天引きで意識せずに財産形成が可能。
- ・利子等は非課税(一般財形の利子等は課税)。
- ・低金利、長期返済の住宅ローン「財形持家融資」の利用が可能。

<事業主のメリット>

- ・従業員の貯蓄意識を喚起し、勤労意欲の向上。
- ・社内融資制度の資金を公的融資から調達する道が開かれる。
- ・従業員の定着性を高め、優秀な人材確保にも効果的。

○財形持家融資

いずれかの財形貯蓄(①1年以上の貯蓄歴、②残高50万円以上)を行っている勤労者が利用できる住宅ローンです。

- (1) 融資限度額:貯蓄残高10倍(最高4,000万円)
- (2) 貸付金利:5年間固定、年0.92%(平成24年10月1日現在)
- (3) 償還期間:35年以内
- (4) 事業主は、例えば、住宅手当として月2,500円を5年間支給するなどの負担軽減措置を講じる必要があります。
- (5) 原則として、事業主を経由して融資を受ける形態です(転貸融資)。
勤務先で財形制度を導入していない等の場合は、勤労者個人が融資を受けることも可能です。(直接融資)

【詳しくはこちら】

・財形貯蓄制度 ⇒ <http://krs.bz/roumu/c?c=7676&m=6718&v=f33be699>

・財形持家融資制度 ⇒ <http://krs.bz/roumu/c?c=7677&m=6718&v=721e83be>

■「長崎県高年齢者・障害者雇用支援のつどい」が開催されます！

優秀勤労障害者の表彰や高年齢者の雇用についての講演などにより、事業主をはじめ、県民の方々の一層の理解と協力を求め、障害のある方や高年齢の方の雇用機会を増やしていくことを目的として、長崎県、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構及び長崎県中小企業団体中央会主催の、「長崎県高年齢者・障害者雇用支援のつどい」が開催されます。

- 【開催日】 平成24年10月29日(月)13:30～15:30
- 【開催場所】 長崎ブリックホール 国際会議場(長崎市茂里町2-38)
- 【主催】 長崎県、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
長崎県中小企業団体中央会
- 【後援】 長崎労働局・ハローワーク
- 【式次第】 (1) 主催者あいさつ
(2) 来賓祝辞
(3) 表彰
①長崎県知事表彰
障害者雇用優良事業所、優秀勤労障害者
②(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰
障害者雇用優良事業所、優秀勤労障害者
③高年齢者雇用開発コンテスト 入賞企業表彰
(4) 事例発表
○株式会社シグマ 代表取締役 福嶋 稔文 氏
○白山陶器株式会社 代表取締役社長 松尾 慶一 氏

詳しくは、長崎県雇用労政課にお問い合わせください。
(TEL 095-895-2714)

■平成24年度「均等・両立推進企業表彰」の受賞企業が決まりました！

厚生労働省では、平成11年度から女性の能力を發揮させるための積極的な取り組み(ポジティブ・アクション)や、仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みで他の模範となるような企業を表彰しています。

平成24年度の「均等・両立推進企業表彰」の受賞企業は下記の通りです。

男女ともに社員が職業生活の全期間を通じて持てる能力を發揮できるよう、受賞企業の先進的な取り組みを、自社の職場環境整備の参考とされてはいかがですか？！

<受賞企業>

○厚生労働大臣優良賞
(均等推進企業部門)

株式会社みずほフィナンシャルグループ(東京都・銀行業)

京都中央信用金庫(京都府・協同組織金融業)

(ファミリー・フレンドリー企業部門)

曙ブレーキ工業株式会社(東京都・埼玉県・輸送機器製造業)

東日本旅客鉄道株式会社(東京都・運輸業)

このほかにも、都道府県労働局長賞として、均等推進企業部門19社、ファミリー・フレンドリー企業部門20社を選定されました。

【平成24年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定について詳しくはこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kg81.html>